

豊明市文化系ジュニアクラブ規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 このクラブは、豊明市文化系ジュニアクラブ（以下「C J C」という。）と称する。

(事務局)

第2条 C J Cの事務局は豊明市教育委員会生涯学習課内に置く。

(目 的)

第3条 C J Cは、地域の子どもたちのために、文化的活動や体験の場を提供するとともに、学校・家庭・地域社会が一体となった活動を支援し、子どもたちに「生きる力」を育み、健やかな成長を促すことを目的とする。

(事 業)

第4条 C J Cは、前条の目的達成ため次の事業を行う。

- (1) 子どもたちの行う文化的活動の支援に関すること。
- (2) 各種研修会の開催に関すること。
- (3) 文化的活動支援のための教室、講座等の開催に関すること。
- (4) その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

第2章 会 員

(会 員)

第5条 C J Cの会員は、C J Cの目的に賛同する団体等（以下「単位クラブ」という）の構成員及び単位クラブの指導者をもって会員とする。ただし、構成員は、豊明市内在住の小中学生とする。

(単位クラブ)

第6条 単位クラブの条件は、次のとおりとする。

- (1) 構成員となる子どもが5名以上であること。
- (2) 代表者（20歳以上で指導者が兼ねてもよい）がいること。
- (3) 営利目的、宗教的普及活動及び政治的活動でないこと。
- (4) 役員会の承認を得た団体であること。

2 単位クラブの登録申請、受理及び承認に関わる規定は、豊明市文化系ジュニアクラブ事務取扱要領に別に定めるものとする。

第3章 組 織

(役 員)

第7条 本クラブに次の役員を置く。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副 会 長 | 若干名 |
| (3) 理 事 長 | 1 名 |
| (4) 副理事長 | 1 名 |
| (5) 会 計 | 1 名 |
| (6) 監 査 | 2 名 |
| (7) 理 事 | 若干名 |

(役員を選出)

第8条 役員を選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、役員相互により選出する。
- (2) 副会長、理事長、副理事長、会計及び監査は、会長がこれを委嘱する。
- (3) 理事は、各単位クラブの代表者で構成する。

(役員職務)

第9条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、C J Cを代表し、C J Cの運営全体の統轄をする。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時又は会長が欠けた時は、その職務を代行する。
- (3) 理事長は、理事会を代表し、指導者のを統轄をする。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時又は理事長が欠けた時は、その職務を代行する。
- (5) 会計は、C J Cの会計を掌る
- (6) 監査は、C J C及び各単位クラブの会計を監査する。
- (7) 理事は、各単位クラブを掌握するとともに、C J C会務を処理する。

(役員任期)

第10条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(諮問機関)

第11条 会長はC J C活動に関する基本的かつ、総合的な運営等について、調査審議するための諮問機関を設置することができる。

第4章 会 議

(会 議)

第12条 C J Cの会議は、役員会及び理事会とする。

- 2 役員会は会長が招集し、議長となる。理事会は理事長が招集し、議長となる。
- 3 会議は、構成人員の2分の1以上の出席をもって成立とし、出席者の過半数で議事を決定する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(役員会)

第13条 役員会は、役員をもって構成し、必要に応じて開催する。

- 2 役員会は、次の事項を審議または承認する。
 - (1) 事業報告・決算に関すること。
 - (2) 事業計画・予算に関すること。
 - (3) 規約の改廃に関すること。
 - (4) 役員の選出に関すること。
 - (5) 単位クラブの入会、脱会等に関すること。
 - (6) 指導者の育成、登録に関すること。
 - (7) その他運営に関する必要な事項。

(理事会)

第14条 理事会は、理事長、副理事長、会計、事務局長、及び理事をもって構成し、必要に応じて開催する。

- 2 理事会は、次の事項を審議する。
 - (1) 事業・予算の執行に関すること。
 - (2) 事業計画・予算案の作成に関すること。
 - (3) 事業報告・決算報告の作成に関すること。
 - (4) 単位クラブの入会、脱会等に関すること。
 - (5) 指導者の育成、登録等に関すること。
 - (6) その他運営に関する必要な事項。

(指導者連絡会)

第15条 単位クラブの代表者は、指導者連絡会を、必要に応じて開催することができる。

- 2 指導者連絡会は、次の事項を検討する。
 - (1) 指導者間の連絡調整に関すること。
 - (2) 施設の利用に関すること。
 - (3) その他指導に関する必要な事項。

(保護者会)

第16条 各単位クラブの代表者は、必要に応じて保護者に対して説明会等を開催し、保護者との連携に努めなければならない。

(専門部会)

第17条 C J Cの事業を運営するために、必要に応じて専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会は、指導者の指導方法向上等の研修を行うものとする。
- 3 専門部会の設置、廃止等は、役員会において協議し、決定する。

第5章 会 計

(会 計)

第18条 C J Cの経費は、次の費用をもって充てる。

- (1) 会費
- (2) 豊明市からの補助金
- (3) その他の収入

(会計管理)

第19条 会計は、役員会の承認を受け、事務局にC J Cの会計管理及び執行を代行させることができるものとする。

- 2 C J Cにおける支出に関する規定は、豊明市文化系ジュニアクラブ事務取扱要領に別に定めるものとする。

第20条 削除

(会計年度)

第21条 C J Cの会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 事故の責任

(事故の責任)

第22条 C J Cは、会員が、C J Cの指示に従い活動中に発生した急激かつ偶発的な外来の事故により被った傷害について、C J Cが加入する保険の範囲において対処するものとする。

- 2 会員は、C J Cの活動に関して、諸規定及び施設管理者並びに指導者の指示に従い、行動するものとする。

- 3 C J Cは、会員が前項の規定に違背して身体、財産に事故ある場合は責任を負わない。

(保険の加入)

第23条 会員は、活動補償を図るため、保険に加入しなければならない。なお、保険の加入は、C J C事務局が取りまとめるものとする。

第7章 その他

(細 則)

第24条 この規約に定めのない事項及び運営上必要な事項は、会長が別に定める。

(附 則)

この規約は、平成14年5月7日より施行する。

(附 則)

この規約は、平成16年12月16日より施行する。

(附 則)

この規約は、平成17年5月16日より施行する。

(附 則)

この規約は、平成18年5月16日より施行する。

(附 則)

この規約は、平成24年5月14日より施行し、平成24年4月1日より適用する。